

## 議案第9号

### 損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月4日提出

大網白里市長 金坂 昌典

#### 1 事故内容

令和5年4月27日午後1時15分頃、市職員が白里公民館敷地内において除草作業を実施した際、飛び石が白里公民館駐車場に駐車していた相手方所有車両左側のヘッドライトカバー、フェンダー及び後部ドアを破損させ、損害が生じた。

#### 2 相手方

#### 3 損害賠償額

1,641,046円

#### 4 決定条件

- (1) 市は、相手方に対し、上記3の自己責任額を支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件に関しては、上記の事項を除いては一切の債権債務がない。